

Q:

なごやし く がいこくじん つうしやうめい どうろく き
名古屋市に暮らす外国人です。「通称名(Tsūshōmē)」を登録できると聞きました。

これは何なんですか？必要ひつようですか？

A:

外国籍の人が使える「通称名 (*Tsūshōmē*)」とは、日本で生活をするうえで日常的に使っている名前のことです。

一定の条件を満たせば、その通称名を住民票に本名（正式な名前）と一緒に書くことができます。

(通称名を使っていない人は、登録する必要はありません。)

母国で使っている本名が読みにくかったり、長かったりすると、日本で何か手続きをする時に大変な場合があります（名前が書きにくい、名前を間違えられる、本人確認がしづらい、など）。

通称名を登録すると、そういったことが少なくなり、コミュニケーションがスムーズになるかもしれません。

つうしょうめい ちゅういてん
通称名の注意点

- 通称名を住民票に登録するには、一定の条件があります。
詳しいことは、住んでいる地域の区役所に確認してください。
- 特定の手続きや契約によっては、通称名が使えない場合があります。
→ 何か手続きをする時は、通称名を使えるかどうかを確認してください。
- 登録できる通称名は、1人につき1つだけです。
- 一度登録した通称名は、簡単に変えられません。
- 通称名を消すと、もう一度登録できないことが多いので、よく考えて登録しましょう。

通称名の登録方法

1. 通称名を決める

- 使える文字は、日本の戸籍に使われる文字、漢字、ひらがな、カタカナのみです。アルファベットや、ハングル、簡体字、繁体字などは使えません。
- 社会で使う名前としてふさわしくないものは、認められないことがあります。

2. 登録手続きの手順 てじゅん

- 住民票がある区役所の市民課で手続きをします。
 - 通称名をふだんの社会生活で使っていることが分かる書類を提出する必要があります。
- 例) 社員証、在職証明書、給与明細書、生徒手帳など
- このほかにも、必要な書類の提出をお願いされることがあります。

※詳しくは、^{くわ}住^すんでいる^く区^{やくしよ}役^{たんとうまどぐち}所^{かくにん}の^か担^か当^か窓^か口^かで^か確^か認^かし^てく^ださ^い。

がいくせき　ひと　　つうしょうめい　かなら　　ろく
外国籍の人にとって、通称名は必ず登録しなければならないものではありません。

通称名がなくても、不便なく生活している人もたくさんいます。

通称名を登録するかどうかは、自分の生活に合っているかを考えて決めるとよいでしょう。